

写

事 務 連 絡  
平成28年9月28日

動物医薬品検査所 御中

消費・安全局畜水産安全管理課薬事審査管理班長

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について

このことについて、別添写しのとおり各都道府県宛て通知したので、御了知ください。



事 務 連 絡

平成28年9月28日

北海道畜産主務課 御中

農林水産省消費・安全局

畜水産安全管理課薬事審査管理班長

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第151号）の施行に伴い、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（平成28年農林水産省令第63号）が別添のとおり公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりですので、薬事監視及び指導の参考としてください。

## 記

### 1 改正の内容

人用医薬品の承認に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）の一部改正に伴い、条項を繰下げる。

第六十三条中「第十二号の二十三」を「第十二号の二十四」に改める。

### 2 施行期日

平成28年9月28日

## 別添

○農林水産省令第六十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年厚生労働省令第五百十一号）の施行に伴い、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月二十八日

農林水産大臣 山本 有二

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第七号）の一部を次のように改正する。

第六十三条中「第十二号の二十三」を「第十二号の二十四」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。